

議案第16号

東京都板橋区住民記録保護条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区住民記録保護条例の一部を改正する条例
東京都板橋区住民記録保護条例（平成16年板橋区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第6条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「身分証明書等」を「本人確認書類」に改め、同条第2項中「身分証明書等」を「本人確認書類」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。